

○内閣府、復興庁、総務省、
財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、告示第一号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準（平成二十四年財務省、復興庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
 財務大臣 野田 聖子
 復興大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 農林水産大臣 齋藤 健
 経済産業大臣 世耕 弘成

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準の一部を改正する告示

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準（平成二十四年財務省、復興庁、農林水産省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
Ⅱ. 買取決定基準 機構は、次の1. から5. までの全てを満たす場合でなければ、買取決定をしてはならない。	Ⅱ. 買取決定基準 機構は、次の1. から5. までの全てを満たす場合でなければ、買取決定をしてはならない。

<p>なお、機構は、信用保証協会等が対象事業者の債務の保証に基づき取得した求償権についても、買取りに努めるとともに、対象事業者に対して、必要に応じ、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の事業再編計画又は特別事業再編計画の認定の申請を促すこと。</p> <p>1. ～ 5. [略]</p>	<p>なお、機構は、信用保証協会等が対象事業者の債務の保証に基づき取得した求償権についても、買取りに努めるとともに、対象事業者に対して、必要に応じ、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の事業再編計画、特定事業再編計画又は中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと。</p> <p>1. ～ 5. [略]</p>
---	--

備考 表中の「」の記号は対応しない。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。